

(2) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の特定施設に対する特例措置の拡充及び延長

民間活力の導入による特定施設整備を促進するため、民活法の特定施設に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、広域循環都市の形成等による都市再生を推進する観点から、廃棄物海面処分場の延命化及び埋立後の造成地の高度利用を図るため、港湾において整備される「廃棄物海面処分場で埋立処分される廃棄物等の減量・無害化施設」を対象施設に追加する。

(延 長)

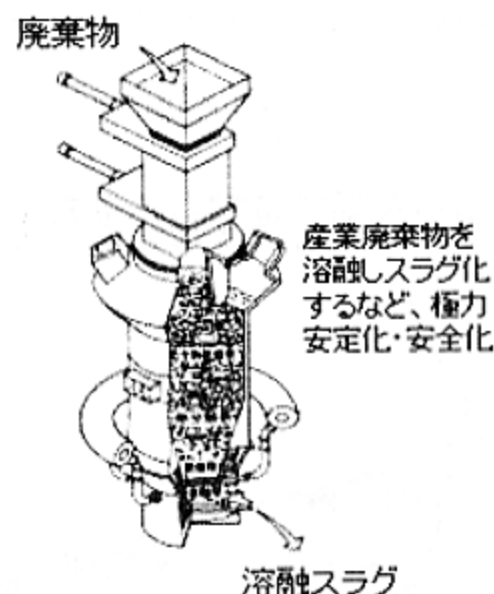
- 不動産取得税：課税標準 1 / 3 控除（家屋のみ）
- 固定資産税：課税標準 5 年間 2 / 3（家屋のみ）
- 特別土地保有税：非課税
- 事業所税：新增設 非課税
資産割 課税標準 5 年間 1 / 3 控除

(拡 充)

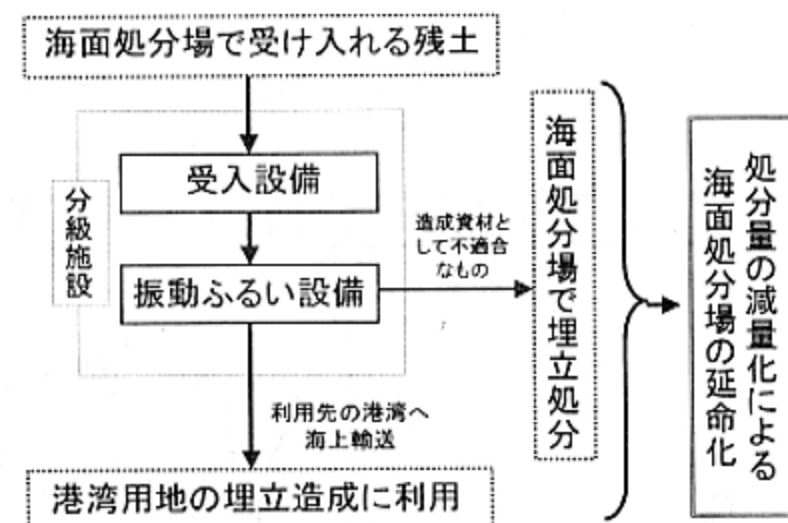
廃棄物海面処分場の延命化及び埋立後の造成地の高度利用を図るため、「廃棄物海面処分場で埋立処分される廃棄物等の減量・無害化施設」を対象施設に追加

○廃棄物等の減量・無害化施設の概要

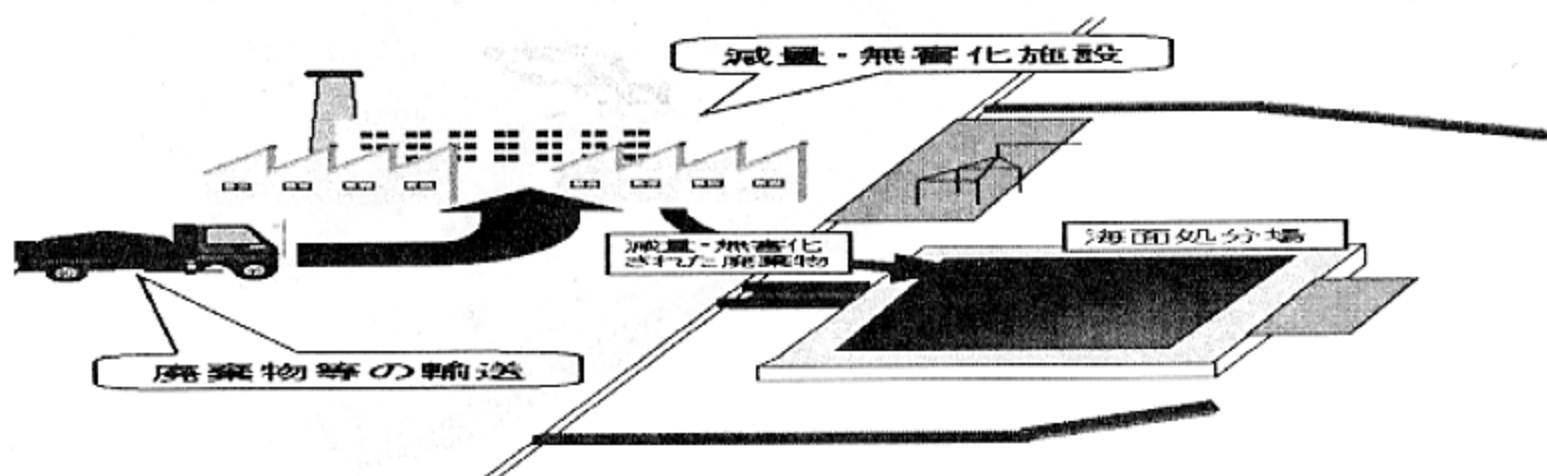
○溶融施設の例



○分級施設の例



○イメージ図



○事業実施予定地域（平成 14 年度） 東京港ほか